

議案第 5 7 号

北名古屋市印鑑条例の一部改正について

北名古屋市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

北名古屋市長 太 田 考 則

提案理由

この案を提出するのは、印鑑の登録及び印鑑登録証明書の交付の申請手続について見直し、及び字句を整理するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市印鑑条例の一部を改正する条例

北名古屋市印鑑条例（平成１８年北名古屋市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第４条第３項に後段として次のように加える。

この場合において、印鑑登録回答書を持参した代理人は、自己及び登録申請者に係る市長が適当と認める書類を提示しなければならない。

第８条第１項中「き損した」を「毀損した」に改める。

第１０条第３項を次のように改める。

- ３ 前２項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、印鑑登録証に代えてその者に係る個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の１５の２第１項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第１６条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（以下これらを「個人番号カード等」という。）を印鑑登録証明書交付申請書に添えて自ら申請することができる。この場合において、市長は、当該申請に係る事項と印鑑登録原票の登録事項を照合し、当該申請が適正であることを確認したのち、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付し、個人番号カード等を返付するものとする。

第１０条に次の１項を加える。

- ４ 第１項及び第２項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、北名古屋市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和５年北名古屋市条例第３３号）第３条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用し、かつ、その者に係る個人番号カード等（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第３条第１項に規定する個人番号カード用

署名用電子証明書が記録されたものに限る。)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備をいう。次条において同じ。)(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第16条の2第1項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書が記録されたものに限る。)を使用して印鑑登録証明書の交付を自ら申請することができる。この場合において、市長は、当該申請に係る事項と印鑑登録原票の登録事項を照合し、当該申請が適正であることを確認したのち、当該申請者に印鑑登録証明書を交付するものとする。

第10条の次に次の1条を加える。

(多機能端末機等による印鑑登録証明書の交付申請)

第10条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、その者に係る個人番号カード等(これらのうち電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)又は移動端末設備(同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)を使用して多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置した端末機で、証明書の自動交付を行う機能を有するものをいう。)等に自ら暗証番号を入力し、又は必要な手順を行うことにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。